

# 令和8年度長田区まち育てサポーター業務委託 実施要領

## (公募型プロポーザル)

### 1 案件名称

令和8年度長田区まち育てサポーター（地域の居場所づくり支援事業）業務委託

### 2 業務内容に関する事項

#### (1) 事業目的と概要

令和8年4月より「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」として地域交流センターの運用が開始します。本事業では、長田区内においてふれあいのまちづくり協議会が地域交流センターを円滑に運用できるよう支援します。また、活動事例やノウハウを共有することで、現在の地域活動の充実を図り、さらに、他の地域活動主体による地域交流センターの利用促進を支援することを目的に、「まち育てサポーター」を公募します。

なお、本事業は令和8年度神戸市一般会計予算の成立をもって実施する事業です。

#### (2) 業務内容

長田区まち育てサポーター業務（地域の居場所づくり支援事業）  
(別紙「仕様書」のとおり)

#### (3) 募集人数

1事業者（個人又は法人）

#### (4) 事業規模（契約上限額）

金 1,604,000 円（消費税含む）

#### (5) 契約期間

2026年4月1日から2027年3月31日

#### (6) 履行場所

長田区内地域交流センター及び各ふれあいのまちづくり協議会、子育てサークル等の活動実施の場所

### 3 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

#### (2) 委託料の支払い

毎月報告書を提出後、区の検査のうえ、受託者の請求に基づき支払うこととする。毎月の支払額は、契約金額を12で除した額とし、端数は最終月で調整する。

#### (3) 経費の負担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、神戸市は、契約金額以外の費用を負担しない。

#### (4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排

除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

#### 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 神戸市に本社を有する事業所、または、個人の場合は神戸市在住もしくは在勤の成人  
※本業務は、地域交流センター等において継続的かつきめ細やかな支援を行う必要があることから、迅速な対応及び地域実情への理解が可能な者を対象とします。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く）でないこと。
- (4) 書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は指名保留の措置期間ではないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

#### 5 スケジュール（予定）

(1) 公募開始	2026年1月5日（月）
(2) 質問受付締切	2026年1月19日（月）17時
(3) 質問に対する回答	2026年1月26日（月）
(4) 応募書類の提出期限	2026年2月17日（火）17時
(5) 書類審査	2026年2月中旬
(6) 書類審査の合格通知書兼選考会審査の案内の送付	2026年2月中旬
(7) 選考会審査	2026年2月下旬
(8) 選考結果通知	2026年3月上旬
(9) 契約締結	2026年4月1日（水）予定
(10) 事業完了	2027年3月31日（水）

#### 6 応募手続き等に関する事項

- (1) 質問の受付
  - ア 受付期間 2026年1月5日（月）から2026年1月19日（月）17時00分まで
  - イ 提出方法 別紙「質問票」（様式1）に記載し、長田区地域協働課活動支援担当までEメールにより提出してください。
  - ウ 回答方法 2026年1月26日（月）に神戸市HPの「事業者募集」の「長田区まち育てサポーター業務委託」に掲載します。
- (2) 応募書類の提出
  - ア 受付期間 2026年1月5日（月）から2026年2月17日（火）17時00分まで
  - イ 応募書類
    - ① 経歴書（様式2）  
[必要事項を記入し、顔写真を貼り付けたもの]  
※選考会運営及び本人確認のため提出を求めるものです。
    - ② 企画提案書「『長田区まち育てサポーター』としてどのように地域をサポートできるか」  
※A4版とし1~3頁程度：400字~1,200字程度（様式自由）  
※400字に満たない提案書は、提出書類の不備とみなします。  
※仕様書をご確認のうえ作成してください。

- ③ 見積書
  - ④ 大学院、企業、各種団体等に所属している場合、所属長などによる「まち育てサポート」従事の許可書（様式自由）。
- ※提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承願います。
- ウ 提出方法
- 長田区地域協働課活動支援担当までEメールにより提出してください。
- ※応募書類受領後3営業日以内に受領した旨、Eメールで通知します。受領のEメールが届かない場合は、長田区地域協働課活動支援担当まで電話にて連絡してください。

## 7 選定に関する事項

### （1）評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとします。次の各項目について5段階評価で行います。なお、各評価項目は同一配点とし、合計点による総合評価により選定します。

ア 整合性 事業のテーマと本人が取り組みたいことが合致している。【5点】

イ 表現力 自分の考えを分かりやすく伝えられる。【5点】

ウ 意欲・行動力 責任を持って、進んで業務に取り組もうとしている。【5点】

エ 協調性 相手の立場や意見を理解、尊重できる。【5点】

オ 経験・実績 幅広い活動経験、知識や業務に関する技術を持っている。【5点】

※審査の結果、評価点が最も高い者が複数いる場合は、「ウ 意欲・行動力」の得点が高い方とします。

※審査の内容や結果などのお問い合わせには一切お答えいたしません。

### （2）選定方法

審査は「書類審査」と「選考会審査」の2段階で行います。

#### ア 書類審査

① 応募資格の確認や、企画提案書が400字に満たない等提出書類の不備の形式的な審査を行います。

② 書類審査結果（合格・不合格）はEメールにて通知いたします。

#### イ 選考会審査

（ア）開催日時 2026年2月下旬（予定）

（イ）場所 長田区役所 会議室

（ウ）内容

① 書類審査の合格者を対象に、まち育てサポート選考会審査を行います。

② 企画提案書の内容に基づく5分程度のプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

※応募時に提出した企画提案書のみ用い、その他の機材や資料を使用することはできません。

③ 評価基準に沿って審査を行います。

（エ）審査の結果、評価点が最も高い者が複数いる場合は、「（1）ウ意欲・行動力」の得点が高い方とします。

（オ）応募者が1名の場合であっても、合計点が6割（15点）以下の場合は、契約候補者に選定しません。

### （3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるこ。

- イ 他の参加者と企画案内の内容またはその意思について相談を行うこと
  - ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
  - エ 提出書類に虚偽の記載をおこなうこと
  - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- (4) 選定結果の通知および公表
- 選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に E メールにて通知します。また、本市ホームページには、選定した事業者の総得点、他の応募者の総得点のみ掲示し、個人の氏名は公表しません。

## 8 その他

- (1) 提案に要する費用、条件等
  - ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
  - イ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたどうかに関わらず、同条例第 10 条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
  - ウ すべての企画提案書は返却しない。
  - エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。
  - オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
  - カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (2) 提出先、問い合わせ先
  - 長田区役所地域協働課活動支援担当
  - 住 所：神戸市長田区北町 3-4-3
  - 電 話：078-579-2311
  - E メール：nagata-katsudo@city.kobe.lg.jp